

訂 正 願

令和 2 年 7 月 30 日

総 務 大 臣 様
大阪府選挙管理委員会委員長 様



政治団体の名称 国民民主党大阪府第6区総支部
会計責任者の氏名 富田 健治
提出者の氏名 玉木 潤一



令和 2 年 6 月 1 日に提出した令和 元 年分の収支報告書について、下記の理由により訂正の必要が生じたので、別添のとおり訂正をお願いいたします。

記

(訂正理由)

- 1.前年からの繰越額の訂正
- 2.上記訂正に伴い収入総額、翌年への繰越額訂正

(備考)

「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自書すること。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

取 入 総 額	十	百	千	万	円
				2	59,228
(前年からの繰越額)				1	524,177
(本年の収入額)				1	021,011
支 出 総 額				7	790,222
翌年への繰越額				1	81,406

2,877,428.-

1,856,417.-

2,098,406.-

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十	百	千	万	円
					0
員数 (党費又は会費を納入した人の数)					0

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額					備 考
	十	百	千	万	円	
(ア) 個人からの寄附					0	
(うち特定寄附)					0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附					0	
(ウ) 政治団体からの寄附					0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)					0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)					0	
イ 政党匿名寄附					0	
合 計 (ア+イ)					0	

令和 7年分

(年 月 日開催分)

収 支 報 告 書

(ふりがな)

こくみんみんしゅとうおおさかふだいろつくそうしふ

国民民主党大阪府第6区総支部

〒 535-0022 大阪府大阪市旭区新森4-15-25

平野 博文

富田 健治

1 政治団体の名称

〒 535-0022

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)



資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 (現・候)

(選挙区) 選挙区

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 平野 博文

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
P M 0 0 7 / R 0 1 R 0 2 0 6 0 /				1 7 7 0

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
				2593428
(前年からの繰越額)				1572417
(本年の収入額)				1021011
支 出 総 額				779022
翌年への繰越額				1814406

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
				0
員数(党費又は会費を納入した人の数)				0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				0	
(うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計(ア)+(イ)+(ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合 計(ア+イ)				0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入									
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額						年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円	円	円			
国民民主党大府総支部連合会			150	0000	0000	0000	R.元年 2月1日	大塚市西区 土佐塚1-6-3 TAM西会館併作	活動支援金
同 上			300	0000	0000	0000	R.元年 3月26日	同 上	〃
同 上			150	0000	0000	0000	R.元年 5月20日	同 上	〃
同 上			100	0000	0000	0000	R.元年 6月28日	同 上	〃
同 上			150	0000	0000	0000	R.元年 8月21日	同 上	〃
同 上			150	0000	0000	0000	R.元年 11月1日	同 上	〃
こ の 頁 の 小 計			100	0000	0000	0000	/		/
合 計			100	0000	0000	0000	/		/

(その6)

(6) その他の収入								
摘 要		金 額						備 考
		十億	百万	千	円			
懇談会会費(R.1.10.10.)				2	000			@3,000円×7名
この頁の小計								
1件10万円未満のもの							11	∕
合 計				2	011		11	∕

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費				0	
(2) 光 熱 水 費				0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			7518	〃	
(4) 事 務 所 費			35778	〃	
小 計			43296	〃	
2 政 治 活 動 費			735726	〃	
(1) 組 織 活 動 費					
(2) 選 挙 関 係 費				0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費				0	
(ア機関紙誌の発行事業費)				0	
(イ宣 伝 事 業 費)				0	
(ウ政治資金パーティー開催事業費)				0	
(エそ の 他 の 事 業 費)				0	
(4) 調 査 研 究 費				0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				0	
(6) そ の 他 の 経 費				0	
小 計			735726	〃	
合 計			779022	〃	

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分 事務所費(切手代等)			
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
政治資金鑑査費用 /	十億	百万	千	円	R.元年 5月4日	税理士法人 アクトハートナズ大塚事務所	八尾本明美町2-8-26
この頁の小計							
その他の支出							
合計							

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 組織活動費 / (会議費など)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
組織活動費・会議費			11	600	2019年 3月8日	魚 伊	大阪府区高殿4-8-10	
同 上			11	600	R.元年 6月1日	同 上	同 上	
同 上			29	000	R.元年 6月24日	同 上	同 上	
同 上			12	000	R.元年 6月30日	(有) 福 ありし	大阪府区大宮1-8-13	
同 上			64	000	R.元年 10月17日	梓右衛門	守口市本町1-2-10	
同 上			34	122	R.元年 12月11日	(株) 横町スエヒロ本舎	大阪府区豊根崎新1-11-11	
この頁の小計			162	322				
その他の支出			23	404				
合計			185	726				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 <u>租職活動費</u> (活動支援金)			
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考
活動支援金		十億	百万	千	円	R.元年 6月24日	和田 充弘 / 大塚市旭区大塚4-13-134 /
同 上						R.元年 10月10日	同 上 / 同 上 /
同 上						R.元年 6月24日	富田 健治 / 大塚市旭区新藤4-15-25 /
同 上						R.元年 10月10日	同 上 / 同 上 /
同 上						R.元年 6月24日	福田 賢治 / 大塚市旭区今幸1-15-25 /
同 上						R.元年 10月10日	同 上 / 同 上 /
同 上						R.元年 6月24日	富田 範子 / 大塚市旭区新藤4-15-25 /
同 上						R.元年 10月10日	同 上 / 同 上 /
同 上						R.元年 8月23日	大塚市協会の 旭 紘 支部 / 大塚市旭区新藤4-15-25 /
同 上						R.元年 10月10日	浜口 正人 / 枚方市清元町29-2 /
同 上						R.元年 10月10日	方 寿 / 大塚市旭区生江3-16-11-511 /
同 上						R.元年 10月10日	重光 英人 / 大塚市鶴見区緑2-2-11-802 /
この頁の小計				55	0000		/ /
その他の支出					0		
合計				55	0000		/ /

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書


添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年6月1日

政治団体の名称 国民民主党政府筆写部

会計責任者の氏名 冨田健治 

解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名 (印))

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和2年5月13日

国民民主党大阪府第6区総支部

代表 平野博文 殿

登録政治資金監査人



登録番号 第2540号

研修修了年月日 平成21年4月10日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、国民民主党大阪府第6区総支部の平成31年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、国民民主党大阪府第6区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

国民民主党大阪府第6区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党大阪府第6区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上